

「安全衛生推進者養成講習」 開催のご案内

大阪労働局長登録安全衛生推進者等養成講習機関
(登録第1号)

登録満了日 令和11年9月23日

公益社団法人 大阪労働基準連合会

適格請求書発行事業者の登録番号:T7120005015256

労働者数10～49人の事業場(製造業・建設業等)では、安全衛生業務を担当する安全衛生推進者の選任が義務づけられています(労働安全衛生法第12条の2)。また労働者数10～49人の事業場で、上記以外の事業場(衛生推進者の選任が義務となっている事業場)についても、厚生労働省のガイドライン(平成26年3月28日付け基発0328第6号)で、安全推進者の配置を求められています。

本講習は、同法で定める都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習であり、修了した者は安全衛生推進者として選任することができます。(労働安全衛生規則第12条の3第1項)

つきましては、「安全衛生推進者養成講習」を下記の要領で開催しますので、この機会に是非受講されますようご案内いたします。

1 受講対象者 安全衛生推進者の職務に就く者

2 受講料金 ●受講料金(テキスト代含む) **14,630円**

内訳【受講料12,000円+消費税(10%)1,200円、テキスト1,300円+消費税(10%)130円】

※振込先

三井住友銀行 京阪京橋支店(店番139) 普通1741405 公益社団法人大阪労働基準連合会

3 講習科目及び時間 ※時間割は都合により振替わることがあります。

講習日程	時間割	科目
第1日	8:55～9:00	オリエンテーション
	9:00～11:05	安全管理
	11:15～12:15	安全衛生教育
	13:05～15:10	作業環境管理及び作業管理
	15:20～16:20	健康保持増進対策
第2日	9:30～11:35	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等
	12:25～14:30	安全衛生関係法令
	14:30～14:35	修了証交付

4 講習会場 エル・おおさか(大阪府立労働センター)南館 4F 大基連講習会場
大阪市中央区石町2-5-3

☎06-6942-7401

※地下鉄・京阪電鉄天満橋駅下車、西へ300m

5 定員 30名(定員になり次第締め切ります)

6 修了証の交付 全課程修了後、受講者本人に修了証を交付いたします。

【ご注意】(1)お申込みは、講習日の3か月前の9時より「インターネット予約」からご予約ください。

(2)予約されましたら、『申込方法』に沿って手続きをお願いします。

(3)予約の有効期限(予約日より2週間)以内に申込手続きを完了されない場合は、予約が無効となりますので、ご注意ください。